

令和 5 年 7 月 10 日

長野県知事 様

令和 5 年度長野県産業廃棄物 3 R 実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物 3 R 実践計画書を提出します。

協定期間	令和 3 年度から 令和 5 年度	
会社名	株式会社マテリアル白馬	
住所	〒 3 9 9 - 9 3 0 1 北安曇郡白馬村大字北城 1 3 7 3 0 - 1 1	
代表者名	代表取締役 郷津 恵一	
区分	中間処理	最終処分
許可番号	2 0 2 5 1 4 1 9 3 0	
処理施設 所在地 (複数ある場合はそれぞれ記入)	施設名	所在地
担当部署		
担当者名	村山 佑子	
連絡先	TEL	0 2 6 1 - 7 2 - 6 6 0 6
	FAX	0 2 6 1 - 7 2 - 6 6 1 6
	電子メールアドレス	contact@material-hakuba.com
ホームページアドレス	https://material-hakuba.com/	

1 産業廃棄物 3 R 実践方針

1. 排出事業者への電子マニフェスト導入の推進を行う。
2. 排出事業者に廃棄物の軽量化・適正処理に向けた提言を積極的に行う。
3. 資源の効率的な利用を促進し、リサイクル技術の向上や新製品開発などにも取り組む。
4. リサイクルされた再生砕石は、試験場で材料試験を実施の上、試験結果報告書を作成し、公共事業の施工業者などに提出する。
5. 産業廃棄物委託契約書及びマニフェスト管理の徹底をする。

2 取組み目標

(1) リサイクル率目標値（中間処理の場合） (%)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値	令和2年度 実績値
がれき類	100	100	100	100
全 体	100	100	100	100

(2) 再生利用量目標値（中間処理の場合） (t)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	令和5年度 目標値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値	令和2年度 実績値
がれき類	18,000	23,400	13,824	14,275
全 体	18,000	23,400	13,824	14,275

(3) 最終処分量目標値 (t)

廃棄物の種類	当年度目標値	過年度実績値		
	年度 目標値	年度 実績値	年度 実績値	年度 実績値
予定なし				
全 体				

3 産業廃棄物管理体制

1. 産業廃棄物の処分に係わる統括責任者としては、工場長の降幡 隆を廃材責任推進者として管理を行う。
2. 処理施設や処分の方法などに関しては、破碎・リサイクル施設技術管理士の山本辰明を中心に処分の担当者との連絡を密にとり適正な処分を行う。

*必要に応じ管理体制組織図等を添付する。

4 産業廃棄物の種類、処理量、処理方法、排出ガス、排出水等に関する情報公開

1. 施設の公開は希望により実施。取扱い種類・処理量、また再生品の公開は、問い合わせごとに公開する。
2. 取扱品目・許可番号等はホームページにて公開。

5 産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明

施設の名称	公開計画の有無	公開計画の概要又は公開計画無しの理由
白馬工場	○有・無	希望があれば随時行う。
	有・無	

6 中間処理・最終処分を委託する場合の処理業者（施設）現地確認計画（中間処理業のみ）

区分	廃棄物の種類	現地確認計画
中間処理場	がれき類	委託なし
最終処分場	がれき類	委託なし

7 従業員教育（研修）計画

項目	教育（研修）計画内容
社内教育	安全大会時に廃材責任推進者が講話を実施する。
担当者教育	産業廃棄物処理協会の研修や講習会に参加する。

8 排出事業者への協力要請

1. 電子Manifestoの導入の要請。
2. 契約時にManifestoの記入事項等の確認を徹底。
3. 排出する廃棄物の分別の徹底の要請。
4. 新規ユーザーに対しては現場内での排出手順やManifestoの記入方法の教育の徹底を要請する。
5. 家屋等の解体工事に関しては、アスベスト含有の有無の事前調査結果の提出を依頼し、万が一アスベスト含有の場合は受入しない。

9 リサイクル技術向上に向けた取組み

1. 最新の動向、処理技術に関心を払い情報収集に努める。
2. 廃材・リサイクル施設技術管理士取得者を担当に配置。
3. 専門の知識や技術の取得に関わる講習会などに参加する。

10 不法投棄・不適正処理を発見した場合における協力体制

1. 社内での不適切処理に対する注意を喚起させ、不法投棄など不適切処理と思われる廃棄物を発見した場合は、直ちに関係機関に連絡を取り、情報提供に努める。

11 自社処理廃棄物の管理方法

12 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項

代替素材への転換※1、環境認証制度※2の取得、電子Manifesto（公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等を含む。

1. 電子Manifestoの導入の推進。
2. 乾燥時には、搬入路・保管場周辺などに散水し、埃の飛散を防止する。
3. 道路清掃車で工場及び周辺道路の清掃をし、地域の環境に配慮する。

※1 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと

※2 環境 ISO 14001、エコアクション 21 等